

No.65

おさめーるだより

令和3年11月25日(木)
発行:税務課収納整理係
22-1111
(内線231・232)

毎日のお仕事お疲れ様です。
今回の「おさめーるだより」は、『鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間』と『固定資産税を正しく計算するためのお願い』についてお知らせします。

12月は、「鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間」です。

国保税は国保制度を支える貴重な財源です。西之表市を含む県内すべての市町村で、平成30年度から、8月と12月を「鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、納税意識を高める取組を実施します。

●取組の内容について

- (1)電話や文書等による催促、納税相談など
- (2)財産調査等の滞納整理に関する取組
- (3)広報活動の強化

●国保税の軽減について

国保税では、国保加入者の前年中の所得が一定基準以下の世帯の場合、保険税が軽減されます。未申告の場合、所得の判定ができないため法定軽減が適用されません。未申告の方は、必ず申告を済ませましょう。

また、災害により甚大な被害を受けた場合や、廃業または休業等により前年分の所得より大幅に減少が見込まれる場合、納期限が未到来のものについて、被害の程度や所得に応じて減額または免除されます。ただし、定年退職・自己都合退職の場合は、減免の対象外となります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が下がった方は、減免を受けられる場合がありますので、お早めにご相談ください。

●国保の加入・脱退について

国保への加入・脱退の手続きは、原則として本人が市健康保険課で手続きする必要があります(事業所などから連絡を受けて自動的にされるものではありません)。手続きされませんと職場の健康保険と国保の二重加入により両方の保険料を支払っている場合もあります。

職場の健康保険に加入した時や脱退した時は、14日以内に手続きを行ってください。

●納付に便利な口座振替について

納期限に指定の預金口座から自動的に振替できます。納付忘れや納付のために出かける手間を省くことができますので、ぜひご利用ください。口座振替をご希望の方は、利用される金融機関でお手続きください。

●滞納すると…

国保税が滞納になっており再三の催告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差押などの滞納処分を行う場合があります。また、特別な理由がなく滞納が続くと、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証や、医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担(10割負担)していただく被保険者資格証明書が交付され、自己負担の軽減が受けられない場合があります。

◀ 6月下旬全戸配布の『国保だより』も併せてご参照ください。 ▶

固定資産税を正しく計算するためのお願い

●利用状況が変わった土地はありませんか？

- ・山林や原野を整地して、住宅や倉庫などを建てた。
- ・山地や原野を整地して、畑や資材置き場などにした。

●新築・解体・用途変更した家屋はありませんか？

- ・山地や原野を整地して、住宅や倉庫などを建てた。
- ・住宅や倉庫などがあったが、解体した。または台風等で倒壊した。
- ・住宅として建築したが、今は店舗として使っている。

●相続や売買によって所有者を変更した未登記の家屋はありませんか？

- ・登記していない建物の場合、届け出がないと旧所有者に引き継ぎ固定資産税が課税されます。

●新規導入・廃棄処分・譲渡・譲受した償却資産はありませんか？

- ・令和3年12月に申告書を送付しますので、正しい内容で申告をお願いします。

(注)新たに事業を始められた方には送付されませんので、ご連絡ください。

以上のようなケースに該当する固定資産がある方は、**固定資産税係** までご連絡ください。

また、市ホームページに詳しい内容を記載しておりますので
右のQRコードからアクセスしてください。



火縄銃兵衛



※督促状に記載の使用期限について

納期限内に納付がない場合、納期限後20日以内に督促状を発行していますが、督促状に記載されている使用期限については、コンビニエンスストアで使用出来る期限になります。既に本来の納期限は過ぎておりますので、速やかな納付をお願いします。



固定資産税に関する
お問い合わせ先



西之表市役所
税務課 固定資産係
22-1111(内線) (234・235)

納税に関する
お問い合わせ



西之表市役所
税務課 収納整理係
22-1111(内線)231・232)